

# 申 入 書

2015年7月13日

厚生労働省公共職業安定局  
厚生労働省労働基準局 御中

ブラック企業対策プロジェクト

私たちブラック企業対策プロジェクトは、現在、グリーンディスプレイ社の過労事故死訴訟を支援しています。この事件においては、被害者である故Aさんが、ハローワークの新卒求人を見て実態とは異なる条件にひかれて入社していた経緯がありました。これは、近年注目を集めている「ハローワークにおける求人と実態の相違」の問題と深く関わっています。

そのため、再発防止のための対策の要望を申し入れさせていただきます。現在法改正に向けた動きもありますが、現行法の枠内でも講じられる対策は十分にあります。民間求人への対策が遅々として進まない中、職安行政に率先して対策を示していただきたいと考えています。

具体的には、公共職業安定所で公開する求人票について、下記の各点を徹底するよう要望します。また要望に対するご回答を、担当者の方より直接面談にて伺えましたら幸いです。ご検討の程よろしくお願い申し上げます。要望の第9項については、申し入れ時の回答ができない場合には、1か月以内に回答頂きますようお願い申し上げます。

1～4は主として定額残業代・固定残業代に対する取り扱いについて、5～11が主として虚偽求人に対する取り扱いについての要望です。

## 記

1. 求人票の「時間外」の項目に「あり」と記載されている求人については、事業主に対して36協定の提示を求め、労働基準監督署による受理印の有無そして36協定に記載されている労働時間と対象職種と実際の求人票に書かれている内容の相違についての確認ができるまで求人を掲載しないこと。
2. 求人票の「時間外」の項目に、36協定の延長限度である年360時間の一ヶ月平均である月平均30時間を超える時間外労働時間が記載されている場合は、その求人を掲載しないこと。
3. 求人票の「賃金」の項目では、「a基本給（月額平均）又は時間額」、「b定額的に支払われる手当」、「cその他の手当等付記事項」となっており、固定残業代はb欄に記載されることになっている。しかし、「定額的に支払われる手当」には、時間外割増賃金等の計算の際に1時間あたりの基礎単価となる「通常の労働時間又は労働日の賃金の計算額」（以下「基礎時給」とする）の算定基礎に含まれる賃金（以下「基準賃金」とする。）と含まれないもの（除外賃金、固定残業代など）の両者があり、この欄に記載されることになる。これでは、求職者が求人票の記載から基礎時給を把握するのは困難であり、残業代

支払いにおけるトラブルの元となる。この状況を改善するために、①新たに欄を設け、基礎時給を記載させること、②その計算根拠が確認できるように、a, b, c欄についての記載ルールを以下のように改めること。

aを基本給、b基準賃金となる手当とし、cをb以外の手当（除外賃金、固定残業代など）と区分すること。

このようにすることで、a+bが基礎時給を算出する根拠となりトラブルを減らせると考える。

4. 固定残業代の記載のある求人のほとんどが違法または違法の疑いがあると考えられるため、全国の各労働基準監督署は、固定残業代の記載のある求人を出している事業所における残業代未払いの実態調査を行い、さらには固定残業代の記載のある求人を出している事業所に対しては重点的に監督および指導を行うこと。

5. 労働基準監督署と連携し、監督署などから告発を受けている会社などの求人票は掲載しないこと。

6. 求人票の書式に、求人を出す事業所が「この求人票に基づいて労働契約の申込をした労働者を採用する際には、当該労働者に対して最低でもこの求人票に記載された労働条件を保障します。」旨の意思表示ができる欄（任意のチェック欄）を作成すること。

7. 求人票と実際の労働条件との違いがないかチェックするために採用時に労働条件明示書を労働基準法15条、労働契約法4条等に基づいて提示することを徹底させ、労働条件明示義務違反への刑事罰による取り締まりを強化すること。

8. 労働条件明示書と求人票との違いがある場合、事業所にその理由を説明させること。

9. 求人票と実際の就労時の労働条件が異なる旨の就労者からの苦情の総数、業界別数、会社名等の情報を公表すること。

10. 公共職業安定法65条8項「虚偽の条件を呈示して、労働者の募集を行った者」に「6か月以下の懲役又は30万円以下罰金」に処するとする規定を活用し、違法な虚偽の求人の取り締まりを強化すること。

11. 求人票の記載と実際の労働条件に相違があったことが判明した場合、当該事業者に対してペナルティーを設けること（例えば相違があった場合、1年間は求人申込サービスを利用できない、相違があった旨が求人票に記載される、など）。